第２編　旅客営業

第１章　通則

（急行料金等を収受する列車の施設の表示）

第 12 条　急行料金を収受する列車及び特別車両料金、寝台料金等の特別の料金を収受する施設については、その旅客車入口等の旅客の見やすい箇所に相当の表示を行う。

（乗車券類の購入及び所持）

第 13 条　列車に乗車する旅客は、その乗車する旅客車に有効な乗車券を購入し、これを所持しなければならない。ただし、当社において特に指定する列車の場合で、乗車後乗務員の請求に応じて所定の旅客運賃及び料金を支払うときは、この限りでない。

２　前項の規定によるほか、旅客が、急行列車に乗車する場合、列車の特別の施設を使用する場合又は列車の指定席を使用する場合は、次の各号に定めるところにより、その乗車に有効な乗車券類を購入し、これを所持しなければならない。

(1) 急行列車に乗車するときは、急行券

(2) 特別車両に乗車するときは、特別車両券

(3) 寝台（寝台の設備をした個室（以下「寝台個室」という。）及び当該個室に設備する補助寝台を含む。以下同じ。）を利用するとき（寝台を使用するため、その使用区間の前後の区間について寝台車に乗車する場合を含む。）は、寝台券

(4) コンパートメント個室に乗車するときは、コンパートメント券

(5) 旅客鉄道会社が特に指定席（特別急行列車の指定席又は普通急行列車及び普通列車の特別車両の指定席を除く。）として定めた列車の座席を使用するときは、座席指定券

３　前項第３号の規定にかかわらず、旅客鉄道会社が特に列車を定めて、当該列車の寝台の使用区間以外の区間について寝台車を座席車として使用することを認めた場合で、当該寝台車に乗車するときは、同項第１号、第２号及び第５号の規定による急行券、特別車両券及び座席指定券を購入し、所持しなければならない。

４　全車両指定制の列車に乗車する旅客は、当該列車に有効な乗車券類を購入し、これを所持しなければならない。

５　前各項の規定にかかわらず、駅員無配置駅から乗車する旅客又は係員の承諾を得て乗車券類を購入しないで乗車した旅客は、列車に乗車後において、直ちに相当の乗車券類を購入するものとする。

（整理券の所持）

第 13 条の２　前条第１項ただし書の規定による取扱いをする場合は、車内において整理券を発行することがある。

２　旅客は、乗車する際交付された整理券を所持し、下車する際には、その整理券を係員に引き渡さなければならない。

（営業キロ）

第 14 条　旅客運賃･料金の計算その他の旅客運送の条件をキロメートルをもつて定める場合は、別に定める場合を除き、営業キロによる。

２　前項の営業キロは、旅客の乗車する発着区間に対する駅間のキロ数による。

（運賃計算キロ）

第14条の２　前条の規定によるほか、幹線と地方交通線を連続して乗車する場合（幹線と地方交通線の中間に当社と通過連絡運輸を行う鉄道・軌道・航路又は自動車線が介在する場合で、これらを通じて乗車するときを含む。以下同じ。）の旅客運賃を計算するときは、旅客の乗車する発着区間のうち、地方交通線の乗車区間に対する営業キロを賃率比に応じて換算したもの（以下、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社にあっては「賃率換算キロ」、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社にあっては「擬制キロ」という。）と幹線の乗車区間に対する営業キロを合算したもの（以下「運賃計算キロ」という。）による。

２　前項の賃率換算キロ及び擬制キロは、別に定めるものとし、地方交通線の乗車区間に対する営業キロに、第77条の６に規定する地方交通線の第１地帯賃率を第77条に規定する幹線の第１地帯賃率で除した値（小数点以下１位未満のは数があるときはこれを四捨五入する。以下この条においてこの方法を「は数処理」という。）を乗じて得たものをは数処理したものとする。ただし、次の各号に掲げる旅客鉄道会社線内にあっては、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　北海道旅客鉄道会社線内にあっては、地方交通線の乗車区間に対する営業キロに、第77条の７に規定する地方交通線の第１地帯賃率を第77条の２に規定する幹線の第１地帯賃率で除した値をは数処理した値を乗じて得たものを、は数処理したものとする。

⑵　東日本旅客鉄道会社線内にあっては、地方交通線の乗車区間に対する営業キロに、第 77 条の８に規定する地方交通線の第１地帯賃率を第 77 条の３に規定する幹線の第１地帯賃率で除した値をは数処理した値を乗じて得たものを、は数処理したものとする。

（擬制キロ）

第 14 条の３　第 14 条の規定にかかわらず、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線の地方交通線内各駅相互間を乗車する場合の旅客運賃を計算するときは、前条第１項に定める擬制キロによる。

（他の旅客鉄道会社線を連続して乗車する場合の営業キロ、賃率換算キロ、擬制キロ又は運賃計算キロの通算）

第 14 条の４　当社線と他の旅客鉄道会社線を連続して乗車する場合の営業キロ、賃率換算キロ、擬制キロ又は運賃計算キロは、旅客の乗車区間に対し、第 14 条又は第 14 条の２の規定を適用して計算したものによる。

２　前項の規定による営業キロ、賃率換算キロ、擬制キロ又は運賃計算キロは、旅客運賃・料金の計算その他この規則に定める取扱いをする場合に適用する。

（駅員無配置駅の旅客の取扱方）

第 15 条　駅員無配置駅から乗車する旅客の取扱いは、列車の乗務員が行う。

第 16 条　削除

（東海道本線（新幹線）、山陽本線（新幹線）、東北本線（新幹線）、高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）、信越本線（新幹線）及び鹿児島本線（新幹線）に対する取扱い）

第 16 条の２　次の各号の左欄に掲げる線区と当該右欄に掲げる線区とは、同一の線路としての取扱いをする。

⑴　東海道本線中熱海・神戸間及び山陽本線中神戸・新下関間	東海道本線（新幹線）中熱海・新神戸間及び山陽本線（新幹線）中新神戸・新下関間
⑵　東北本線	東北本線（新幹線）
⑶　高崎線、上越線及び信越本線	高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）及び信越本線（新幹線）
⑷　鹿児島本線中博多・新八代間及び川内・鹿児島中央間	鹿児島本線（新幹線）中博多・新八代間及び川内・鹿児島中央間
⑸　長崎本線中諫早・長崎間（現川経由）	長崎本線(新幹線)

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区間内の駅（三島、静岡、名古屋、米原、新大阪、西明石、福山、三原、広島、徳山、福島、仙台、一ノ関、北上、盛岡、熊谷、高崎、越後湯沢、長岡、新潟、博多、久留米、筑後船小屋及び熊本の各駅を除く。）を発駅若しくは着駅又は接続駅とする場合は、線路が異なるものとして旅客の取扱いをする。

⑴　三　　島・静　　岡間
⑵　名 古 屋・米　　原間
⑶　新 大 阪・西 明 石間
⑷　福　　山・三　　原間
⑸　三　　原・広　　島間
⑹　広　　島・徳　　山間
⑺　福　　島・仙　　台間
⑻　仙　　台・一 ノ 関間
⑼　一 ノ 関・北　　上間
⑽　北　　上・盛　　岡間
⑾　熊　　谷・高　　崎間
⑿　高　　崎・越 後 湯 沢間
⒀　長　　岡・新　　潟間
⒁　博　　多・久 留 米間
⒂　筑後船小屋・熊　　本間

（新幹線と新幹線以外の線区の取扱いの特例）

第16条の３　次の左欄に掲げる線区と当該右欄に掲げる線区に関し、第26条ただし書に規定する普通乗車券の発売、第68条第４項に規定する旅客運賃計算上の営業キロ等の計算方及び第242条第２項に規定する区間変更の取扱いにおける旅客運賃・料金の通算方又は打切方については、前条第１項の規定を準用する。

山陽本線中新下関・門司間及び鹿児島本線中門司・博多間	山陽本線（新幹線）中新下関・小倉間及び鹿児島本線（新幹線）中小倉・博多間

（東北新幹線、北陸新幹線、九州新幹線及び北海道新幹線に対する取扱い）

第 16 条の４　東北新幹線盛岡・新青森間、北陸新幹線高崎・敦賀間、九州新幹線新八代・川内間及び北海道新幹線新青森・新函館北斗間については、単一の線路として旅客の取扱いをする。

（常磐線北千住・綾瀬間相互発着となる旅客の取扱い）

第 16 条の５　常磐線北千住・綾瀬間相互発着となる旅客に対しては、乗車券類の発売を行わないものとする。

第 16 条の６　日田彦山線添田・夜明間の一部又は全部の区間を乗車する旅客に対しては、乗車券類の発売を行わないものとする。

（気仙沼線柳津・気仙沼間及び大船渡線気仙沼・盛間の特殊取扱）

第 17 条　気仙沼線 BRT 柳津・気仙沼間及び大船渡線 BRT 気仙沼・盛間の一部又は全部の区間を乗車する旅客の取扱いは、別に定める。